

サービス提供契約書

(1) 高齢者向け優良賃貸住宅

名 称	こもれび滝山公園
所 在 地	東久留米市滝山2-1-17
住戸番号	号室 (Bタイプ)

(2) 契約期間

始 期	平成 年 月 日から	
終 期	下記13条を適用	

(3) 入居日

平成 年 月 日

(4) サービス提供料

サ ー ビ ス 提 供 料	料金の	月払い方式			
	支払方法	月払い額	7,700円	支払期限	当月の末日迄
		持参	持参先 (株)大信商事		
その他					

(5) 賃貸住宅の貸主及び管理者

認定事業者	住所 東久留米市八幡町3-3-29 氏名 榎本 和子 電話番号 042-471-0864
管 理 者 (社名・代表者)	住所 東久留米市前沢4-9-6 氏名 (株)大信商事 代表取締役 小嶋 伸一 電話番号 0424-73-3111

(6) 借主及び同居人

	借主	同居人
氏 名		氏名 続柄 合計 人

(目的)

第1条 この契約は、乙が頭書の賃貸借契約を締結した住宅に入居することにより、甲が行うことになるサービスの提供に関し、その運営に係る基本的事項について約定することを目的とします。

(乙の連帯責任)

第2条 乙が2名以上であるとき、その者は、この契約に基づく債務について、連帯して履行の責任を負うものとします。

(サービス提供内容)

第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げるサービス（以下「サービス」といいます。）を、甲又は認定事業者が委託をした事業者（以下「サービス提供事業者」といいます。）から提供するものとします。

- 一 緊急時の対応
- 二 フロントサービス
- 三 生活相談サービス
- 四 健康相談サービス
- 五 アクティビティサービス
- 六 管理体制は月曜日～金曜日までは9：00時～17：00時・土曜日は12：00時まで管理人が常駐とする。

(緊急時の対応)

第4条 甲は、乙の健康状態に異変等が生じた場合は、別表1の1に掲げる方法により、速やかに適切な対応を行うものとします。

(フロントサービス)

第5条 甲は、頭書住宅の受付において、次の各号に掲げる諸手続き等に関して、別表1・2に掲げる方法により、便宜を図るものとします。

- 一 別表2の配食・家事援助・介護支援等は乙が希望した場合、当該事業者と乙とが契約の上利用するものとする（別途料金が必要と成ります。）受付及び手配を行います。
- 二 入居者に対する訪問者の受付

(生活相談サービス)

第6条 乙は生活全般に関する諸問題について、別表1に掲げる方法により、サービス提供事業者に対して相談し、助言を求めることができます。

(健康相談サービス)

第7条 乙は健康に関する諸問題について、別表1に掲げる方法により、サービス提供事業者に対して相談し、助言を求めることができます。

(アクティビティサービス)

第8条 甲は、乙の日常生活を支援するため、別表1に掲げる方法により、各種情報の提供及び運動、娯楽等の実施についてサービス提供事業者から乙に協力することとします。

(費用の負担)

第9条 乙は、サービス費として、賃貸人が定める頭書の月額について、当月分を当月末までに甲に支払うものとします。

(費用の改定)

第10条 甲は頭書住宅が所在する地域に係る消費者物価指数を勘定し、サービスの額を改定することができるものとします

(高齢者向け優良賃貸住宅への立ち入り)

第11条 甲又はサービス提共事業者は、次の各号に該当する場合に限り、頭書住宅に乙の承諾を得ることなく立ち入ることができるものとします。

- 一 乙の生命身体その他健康上緊急の必要があると認めた時
- 二 災害が発生し、または発生する恐れがあつて立ち入りを必要とする時

(長期の不在)

第12条 乙は、その居室を7日以上にわたり不在にする場合は、あらかじめその旨を甲に届け出るものとします。この場合、緊急時の連絡方法について、併せて甲に届け出るものとします。

(契約の終了)

第13条 この契約は、各号の事由により終了するものとします。

- 一 乙の全員が死亡した時
- 二 賃貸借契約が解除され、又は終了した時

(誠意処理)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項の解釈疑義が生じた事項については、甲・乙相互に協議し、誠意をもって処理するものとします。

第15条 甲の定めたサービス提供事業者の変更については、甲乙の事前の協議の上処理するものとする。

この契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲・乙は、各自その一通を保有する

平成 年 月 日	
甲	住所 東久留米市八幡町3-3-29 氏名 (株) ヤマニ 印
乙	住所 東市久留米市前沢5-25-13 氏名 印

別表 1

1. 緊急時の対応

項目	内容	料金
緊急対応 サービス	浴室、トイレ、寝室に設置したボタンを押すことにより、緊急通報が発生します。住戸内に設置した健康異常センサー（水センサー、12時間水を使用しない場合と、2時間以上水を使用した場合）が異常を感知すると緊急通報が発生します。緊急通報が発生した場合の対応は右記の様に対応を行います。管理人の勤務時間帯は（月曜日～金曜日は9:00～17:00時まで土曜日は12:00時までとする。）時間内は、原則管理人が一時的に対応を行います。上記以外の時間帯及び管理人が対応出来ない場合は、サービス提供事業者が対応を行います。	サービス費に含まれる

2. フロントサービス

項目	内容	料金
来訪者の受付	・入居者に対する来訪者の受付を行います。	サービス費に含まれる
伝言・代理受理	・入居者が不在の時に来訪者があった場合の伝言を受けます。 ・宅配便や小荷物及び書類、速達等は入居者が直接受け取るものとして、但し、入居者が不在の場合は、代理受理します。	サービス費に含まれる
右記の取次ぎを行います	配食・家事援助・介護支援等の事業者の紹介。	サービス費に含まれる

3. 生活相談サービス

項目	内容	料金
生活相談	・日常生活における悩み、心配事について、相談できます。	サービス費に含まれる

4. 健康相談サービス

項目	内容	料金
健康相談	・フリーダイヤル回線利用（各住戸に設置した緊急通報装置の『相談ボタン』を押していただくことで利用可）により、各種健康にかかわる心配事、悩み事に看護師及び専門カウンセラーが対応します。（緊急通報サービスを委託するサービス提供事業者により提供します。）	サービス費に含まれる

5. アクティビティサービス

項目	内容	料金
アクティビティサービス	・健康増進、趣味、リクリエーション活動等の各種イベント情報の提供や実施についての協力を㈱ヤマニが行います。	サービス費に含まれる (但し、参加される為にかかる費用は各自ご負担頂きます。)

別表 2

名称	内容	料金
配食による食事	受付で取次ぎを受け、配食を提供する事業者を紹介する事で、配食による食事が出来ます。	別途料金が必要
家事援助	受付で取次ぎを受け、事業者を紹介する事で、ホームヘルパーの派遣が行われます。	別途料金が必要
介護支援	受付で取次ぎを受け、事業者を紹介する事で、介護相談、要介護認定申請への援助、介護保険に係る各種の提供が行われます。	別途料金が必要